

チュニジア国立漁業センタープロジェクト 計画打合せチーム報告書

昭和57年 1月

国際協力事業団
Japan International Cooperation Agency

4/7
87
FDT

林水産
JR
81-59

JICA LIBRARY



1063767[6]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 16	417
登録No. 00447	89
	FDT

は し が き

チュニジア共和国政府は、昭和52年を初年度とする第5次長期経済開発計画の一環として、国立漁業センターの設置を計画し、わが国政府に対して同センターに対する技術協力を要請してきた。

この要請に基づき、事業団は、昭和51年11月に事前調査団を、また昭和52年8月から3カ月間にわたって長期調査員を、更に昭和52年12月に実施協議チームを同国へ派遣し、R/D（協力期間53年7月1日～56年6月30日）の締結を行った。

当事業団は、このR/Dに基づき、同センターにおいて、主に水産高校教師を対象として、座学、陸上及び海上実習を通じて、トロール、巻網、マクロ延縄、沿岸漁業の漁労技術に関する指導を実施してきた。

56年3月、事業団はエバリュエーション・チームを派遣し、チュニジア水産局側と本センター・プロジェクトの評価を行い、今後の協力について協議した。その結果、既訓練生を対象にした海上訓練を補強する目的で、本プロジェクトを56年7月1日から57年12月31日まで1年半延長し、協力を継続することになった。

今般、事業団は水産庁水産工学研究所森敬四郎氏を団長とする計画打合せチームを派遣し、延長後のプロジェクト実施状況、57年末までの実施計画等についてチュニジア側と協議した。

本報告書は、同チームの調査及び協議結果をとりまとめたものである。

おわりに、この調査に御支援御協力をいただいたチュニジア政府及びわが国関係機関各位、並びに調査団員各位に深甚の謝意を表するとともに、今後も関係各位の御指導とご協力により本プロジェクトの円滑かつ効果的な実施が計られることを切望するものである。

昭和57年1月

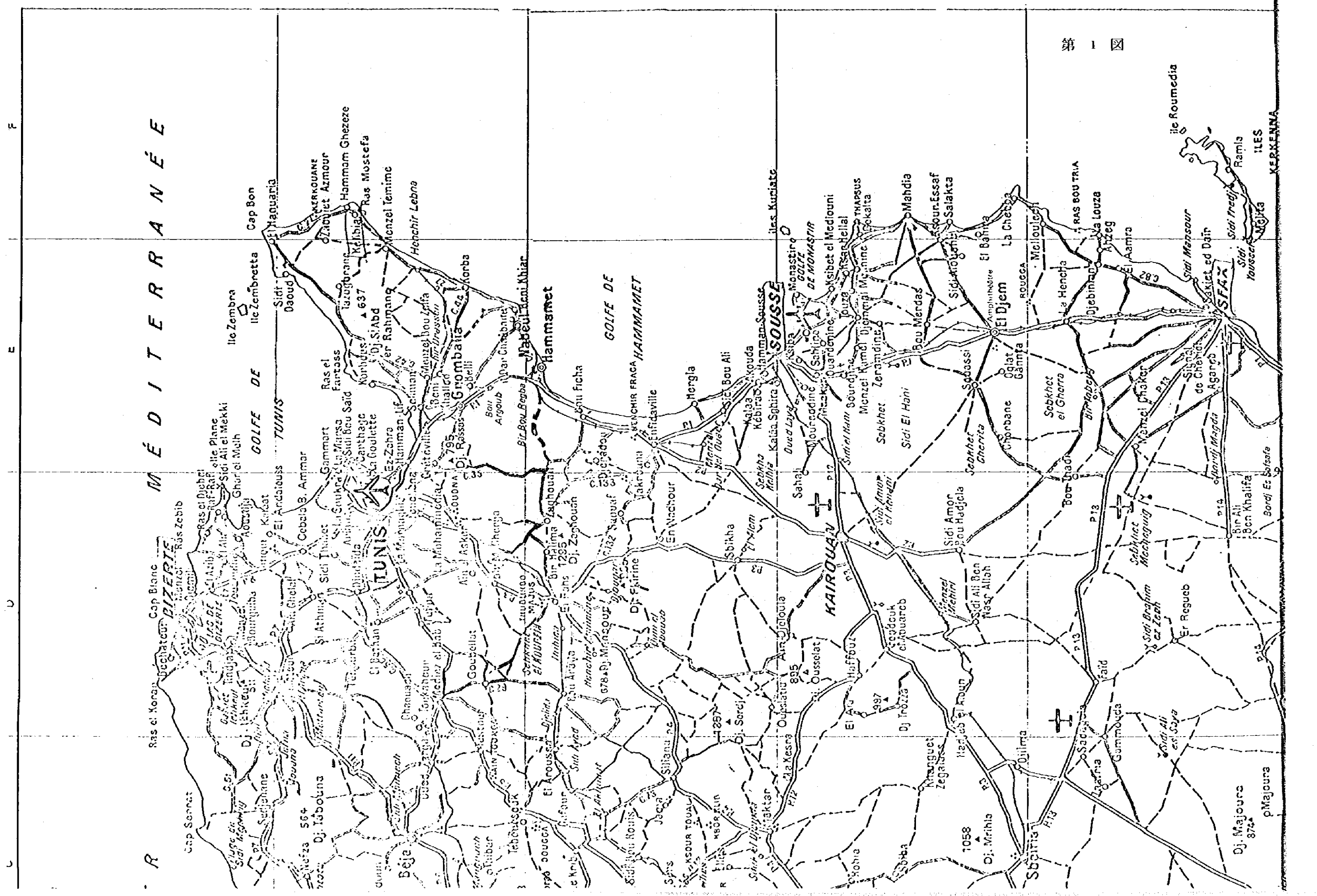
国際協力事業団

理事 有松 晃

目 次

I	チームの派遣目的について	1
II	チームの編成について	1
III	チームの日程概要について	1
IV	協議関係者のリスト	3
V	討議々事録(和仏文)	3
VI	各漁業分野ごとの協議内容(討議々事録の補促説明)	12
	1. トロール漁業	12
	2. マグロ延縄漁業	12
	3. 巻網漁業	13
	4. 沿岸漁業	14
VII	国立漁業センター所長によるプロジェクト実施(81年6-10月)状況報告	
	(摘要)	16
	1. 訓練方法	16
	2. トロール漁業	16
	3. マグロ延縄漁業	16
	4. 巻網漁業	17
	5. 沿岸漁業	18
VIII	日本人専門家からのコメント(摘要)	19
	1. トロール漁法	19
	2. マグロ延縄漁業	19
	3. 巻網漁業	19
	4. 沿岸漁業	20
IX	プロジェクト運営管理について	20
	1. 既訓練生41名の海上訓練への全員参加	20
	2. 運営管理費の確保について	20
X	ソコメナ造船所における新造巻網船にかかるヒアリング	21
	1. 検査官からのヒアリング	21
	2. ソコメナ造船所総裁からのヒアリング	22

R É D I T E R R A N É E



第 1 圖

ile Roumedia
Ras Boutria
La Louza
Anzeg
El Aamra
Sidi Mansour
Sidi Tradj
Ramla
ILES
Kerpenna

Dj. Majours
874
p Majours

I チームの派遣目的について

計画打合せチームは、チュニジア水産局関係者、国立漁業センター、カウンターパート、日本人専門家、訓練生を交じて、下記事項について協議するとともに、専門家等に対する技術的指導をも併せて行うことを目的とする。

1. R/D 延長後の海上実習主体の再教育訓練の実施状況、問題点について
2. 昭和 57 年末までの海上実習にかかる全体計画について
3. 同計画実施並びに目標達成に必要な諸条件について

更に、新 R/D に基づく日本・チュニジア合同委員会を開催し、海上訓練計画、実施上の諸条件等を確認し、必要な場合にはチュニジア側に改善を申し入れる。

特に、同センター訓練船サラクタ号のトロール・ウインチ改造計画、及び巻網訓練船建造計画を把握し、今後の同センター協力計画立案に反映させることとする。

(脚注) 当初の R/D 協力期間 53 年 7 月 1 日～56 年 6 月 30 日
R/D 延長期間 56 年 7 月 1 日～57 年 12 月 31 日

II チームの編成について

森 敬四郎 総 括 水産庁水産工学研究所、漁業生産工学部
漁具研究室長

小 塚 覚 協力企画 水産庁海洋漁業部国際課々長補佐

中 内 清 文 業務調整 国際協力事業団、林業水産開発協力部
水産業技術協力室

III チームの日程概要について

昭和 56 年 9 月 29 日～10 月 15 日 (17 日間)

日順	月/日	曜日	行 程	摘 要
1	9/29	火	東京	
2	30	水	フランクフルト→チュニス	

3	10/1	木		在チュニジア日本大使館滝口特命全権大使、高野参事官表敬訪問。チームの目的、各省会議の結果と対応方針につき説明、スケジュール打合せ。チュニジア水産局（水産コミッショナー、水産局次長）表敬訪問、及び事前打合せ。
4	2	金	チュニス⇄ソコメナ	水産局船舶検査官シェリフ同行の下に、ソコメナ造船所にて、新造巻網訓練船の視察及びヒアリング。日立造船㈱の5名の専門家（派遣事業部からの派遣）との打合せ。高野参事官に同視察及びヒアリング内容の報告。
5	3	土	チュニス→マディア	水産局との協議。
6	4	日		全日本人専門家及び青年協力隊員とプロジェクト計画、実施状況につき打合せ。
7	5	月		更に、センター関係者（所長他）及びカウンターパートをも入れて協議。
8	6	火	マディア→チュニス	水産局との協議。
9	7	水	チュニス→マディア	大使館への報告及び打合せ。
10	8	木		全日本人専門家と訓練計画及び報告書案について協議。
11	9	金		同上
12	10	土		協議内容の整理、及び報告書案の作成。
13	11	日	マディア→チュニス	
14	12	月		大使館高野参事官と報告書案について協議及び水産局（水産コミッショナーを含む）にて同案について説明、確認。
15	13	火	チュニス（ローマ）→アムステルダム	
16	14	水	アムステルダム	
17	15	木		→東京

Ⅳ 協議関係者のリスト(敬称略)

日 本 側	在チュニジア日本大使館参事官	高 野 保 夫
	日本人専門家	
	チームリーダー(長期)	江 又 貞 次
	巻網/延縄漁業(")	大 塚 富士男
	巻 網 漁 業(")	式 田 勇
	トロール漁業(")	鈴 木 直 透
	業務調整員(")	高 杉 重 光
	" (")	橋 本 幸 雄
	延 縄 漁 業(短期)	今 井 卯一郎
	沿 岸 " (")	竹 内 武
	青年海外協力隊駐在員	恵 原 裕 樹
	小斎及び小川青年海外協力隊員	
	JICA派遣事業部派遣専門家(5名, 日立造船㈱)	
チュニジア共和国側	水産コミッショナー	Bechir Djedidi
	漁業普及・漁民局次長	Larbi Djerbi Grouz
	漁業公社総裁	Hohsen Hamza
	(56.10.1付けで水産局長から同公社総裁に異動)	
	水産局訓練課長	Mohamed Guebouraoui
	国立漁業センター所長	Fethi Braham
	ソコメナ造船所総裁	Abdelhamid Douik
	水産局船舶検査官	Sherif
	カウンターパート他	

Ⅴ 討 議 内 容

1. 計画打合せチームは、チュニジア滞在期間中、水産局次長グループ他水産局関係者を交じえて、これまでの(特にR/D延長以降の)プロジェクト実施状況並びに、今後の実施計画について協議した結果をⅡのとおり要約した。

今回の打合せにおいては、合意議事録は作成しなかった。これは時間的制約にもよるが、前回エバリュエーション・チームが署名した合意議事録の最重要項目が水産局によって全く

実現されず、同チームが多大な責任を負う結果となった経験をふまえたものである。

この要約の本来的作成目的は、本チームが帰国後において関係各省庁、JICA本部に対して、討議内容を正確に報告するためのものである。

しかし、この要約は、水産コミッショナーも本チームの眼前において目を通しており（同要約は仏語に訳されている）、その内容については口頭了解をしている。従って、同要約の内容についてチュニジア側はチームと合意したことを意味し、極めて重要な文書である。事実上、合意議事録と同格であることを付け加えておきたい。

B. 要 約（和文）

チュニジア国立漁業センター・プロジェクトにかかる協力期間延長後における既受講生に対する主として海上訓練の計画打合せを行うために、森敬四郎氏を団長とする日本計画打合せチームは、1981年9月29日から10月15日までの期間、チュニジア共和国水産コミッショナー以下関係者と一連の協議を実施した。

同チーム及び同国水産局は、本プロジェクトが1981年7月1日から18ヶ月を超えない期間に終了するであろうことを確認のうえ、かつそれを前提にして協議を実施した。

同チームは日本政府に報告するために双方の協議の結果を次のように要約した。なお、同チームは同国水産局側に以下の内容につき異論のなきことを確認したことを付け加える。

1. トロール漁業にかかる海上訓練

(1) 鈴木直達専門家の任期は1981年10月31日に終了する。それ以降におけるトロール漁業担当の専門家は派遣しない。

(2) チュニジア共和国水産局によって、センター所属訓練船サラクタ号のトロール・ウィッチが換装されたことを確認した後、中層トロール専門家の派遣を考慮することになる。

2. マグロ延縄漁業にかかる海上訓練

(1) チュニジア共和国水産局はサラクタ号による効果的な海上訓練を実施するための有資格の乗組員として12名の確保を行うことを了解した。

(2) チュニジア共和国水産局は、1982年度においても、海上訓練を効果的かつ安全に実施するために、本年度と同様に今井卯一郎短期専門家の派遣を強く要望した。

3. 巻網漁業にかかる海上訓練

(1) チュニジア共和国水産局は、同水産局とソコメナ造船所との建造契約に基づき、1982年2月13日までにセンター所属の訓練船として新造巻網船を配置することを確約した。

(2) なお、同水産局は新造巻網訓練船による海上訓練の実施に必要な不可欠の諸条件を1982年4月30日までに確保することを了解した。なお、新造巻網船の十分な運営費を含む同

諸条件については、後日江又貞次プロジェクトリーダーとセンター所長との間で協議し、かつ文書をもって再確認するものとする。

- (3) 同新造巻網船による海上訓練は、マディア地区を基地として、かつ夜間操業形態をもって実施される。
- (4) チュニジア共和国水産局はセカール社との契約に基づき、同社所属民間巻網船(タレク号)を1982年5月1日から6ヶ月間、海上訓練のためにセンターに配置することを確認した。同水産局は、同契約が速やかに締結され、かつ1981年4月日に締結された契約の内容と同一とすることを了解した。
- (5) 同国水産局は、同上の2隻の巻網船による海上訓練とともに、同国におけるランバラ漁業に対する技術指導、並びに近々センターに配置されるカウンターパート1名及び兵役から帰任するカウンターパート1名の強化育成を強く要望した。
- (6) しかし、日本計画打合せチームは、同新造巻網船及びセカール社巻網船が海上訓練(夜間)に必要な不可欠の諸条件を1982年4月30日までに満し、かつ計画通りセンターに配置されない場合は、本分野での協力継続は不可能な事態に至る恐れがあることを、同国水産局に対して強く喚起した。

4. 沿岸漁業にかかる指導

- (1) チュニジア共和国水産局は、①1981年9月15日にセンターに配置された新規カウンターパートに対する効率的な教育を行うために、②沿岸漁業は他の漁業分野と異なりその漁法は多岐にわたり、かつ各々の地域的特性を有しているという特殊事情から生じる指導上の困難性のために、③残された協力期間内に本分野での最大限の指導の成果を上げるために、1982年度においては竹内武短期専門家のみならず、もう1名の短期専門家の派遣を強く要望した。計画打合せチームは本件にかかる強い要望の実現につき努力する旨回答した。
- (2) 本分野での指導計画は、日本人専門家によって同国水産局の協力の下に作成される。その計画の作成及び実施に当っては、同水産局はその管轄下にある水産支局及び関係機関に対し全面的に協力するように、並びに民間関係者にできるだけ協力するよう適切かつ必要な指示、又は依頼を行うことを了承した。

5. 海上訓練の対象受講生について

沿岸漁業分野を除き、海上訓練は41名のいわゆる既受講生に限定される。同水産局は全ての既受講生が同訓練に参加することを確保するために、必要かつ適切な措置をとることを確約した。

6. プロジェクトの運営費について

同国水産局は1982年度においては本プロジェクトがより効果的かつ円滑に実施される

ための財政的措置をとることを保証した。

日本側協議者

日本大使館（オブザーバーとして）

高野保夫 参事官

計画打合せチーム

団 長 森 敬四郎

団 員 小 塚 覚

〃 中 内 清 文

プロジェクト関係者

リーダー 江 又 貞 次

業務調整 高 杉 重 光

〃 橋 本 幸 雄

チュニジア共和国側協議者

チュニジア共和国

水産コミッショナー

同国農業省水産局

次 長

訓練課長

国立漁業センター所長

要 約 (仏文)

La délégation japonaise pour la mise au point préliminaire sur le programme d'activités du Project du Centre de Recyclage des Pêches de Mahdia, dirigée par Dr. Keishiro MORI, a effectué une série de discussions avec les responsables concernés de la Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs de la République Tunisienne, dirigés par Mr. BECHIR DJEDIDI, commissaire général à la pêche, pendant le délai du 1^{er} octobre au 12 octobre 1981, en vue d'évoluer la programmation relative aux activités notamment de la pratique en mer ayant pour objet des ex-participants du Centre de Recyclage des Pêches de Mahdia durant l'extention de la coopération Tuniso-Japonaise relative au Proje du Centre de Recyclage des Pêches de Mahdia.

La délégation japonaise et le Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs ont effectué une série de discussions, après avoir bilatéralement approuvé que le Projet se mette fin dans le délai qui ne dépasse pas 18 mois à compter du 1^{er} juillet 1981, et ce basées sur ce consentement.

La délégation japonaise a résumé la conclusion d'une série de discussions vis-à-vis de la Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs ainsi qu'il suit, et ce notamment en vue de la rapporter au Gouvernement du Japon. Ajoutons que la délégation japonaise a approuvé que la Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs n'ait pas d'objection sur la teneur mentionnée ci-dessous.

1. Pratique en mer dans le secteur de la pêche au chalut

1) La durée d'exercice de la fonction de l'expert en pêche au chalut, Mr. Naomichi SUZUKI, est expirée à la date du 31 octobre 1981.

L'autre expert en pêche au chalut ne sera pas envoyé en Tunisie après le retour du présent expert.

2) En ce qui concerne l'envoi de l'expert en pêche au chalut pélagique, le Gouvernement du Japon prendra en considération l'envoi dudit expert, après avoir vérifié l'installation du nouveau treuil à bord de MS. SALACTA, navire-école appartenant au Centre de Recyclage des Pêches de Mahdia, ajoutons que l'installation s'effectuera par le

propre moyen de la part de la Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs.

2. Pratique en mer dans le secteur de la pêche au thon à la palangre flottante

- 1) La Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêche et des Pêcheurs de la République Tunisienne a consenti à ce qu'elle assure le nombre de 12 équipages complets, qualifiés aussi bien que compétants afin de réaliser la pratique en mer de ce secteur d'une façon rationnelle et efficace à bord de MS. SALACTA.
- 2) La Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs a adressé une forte demande relative à l'envoi de l'expert en pêche au thon à la palangre flottante, Mr. Uichiro IMAI, pour l'année 1982 en vue de réaliser les activités de la pratique en mer d'une façon efficace aussi bien qu'avec sécurité comme l'année courante.

3. Pratique en mer dans le secteur de la pêche à la senne tournante

- 1) La Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs a garanti l'affectation du nouveau senneur, à titre du navire-école, qui est actuellement en train de se construire conformément au contrat de construction tenu entre la Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs et la Société de Construction Mécanique et Navale (SOCOMENA), jusqu'au 13 février 1982.
- 2) Ladite Direction a affirmé qu'elle satisfera sûrement les conditions nécessaires et indispensables à réaliser les activités de la pratique en mer par ledit senneur jusqu'au 30 avril 1982.
En ce qui concerne les conditions y comprises le crédit de fonctionnement suffisant destiné au senneur, Mr. Teiji EMATA, chef d'équipe japonaise du Projet du Centre de Recyclage des Pêches de Mahdia, délibèrera plus tard sur ce sujet avec Mr. BRAHAMME Féthi, directeur du Centre de Recyclage des Pêches de Mahdia et ils approuveront par écrit.
- 3) La pratique en mer à bord du senneur, dont le port d'attache est celui de Mahdia, s'effectuera aux pêcheries aux alentours de Mahdia tout en réalisant l'opération de la pêche au feu à la senne tournante.

- 4) La Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs a affirmé qu'elle affecterait au Centre de Recyclage des Pêches de Mahdia un senneur privé "TAREK" appartenant à "SECAL" allant du 1^{er} mai 1982 durant 6 mois afin de réaliser la pratique en mer de la pêche au feu à la senne tournante. A ce propos, ladite Direction a affirmé qu'elle tiendrait dans le plus bref délai la nouvelle convention dont la teneur est identique à la convention précédente tenue au 13 mars 1981.
- 5) La Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs a adressé une forte demande relative aux conseils techniques de la pêche au feu active en Tunisie notamment à Mahdia, aussi bien qu'à formation intensive des homologues, l'un qui sera affecté, de nouveau, au Centre de recyclage des Pêches de Mahdia au _____ 1981 et L'autre qui retournera au Centre près avoir terminé son service militaire qu'_____ 1982, tout en dirigeant la pratique en mer par lesdits deux senneurs.
- 6) La délégation japonaise a cependant attiré l'attention de la Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs sur la crainte que la continuité de la coopération dans le secteur de la pêche à la senne tournante soit impossible dans le cas où le nouveau senneur appartenant au Centre aussi bien que le senneur privé appartenant à "SECAL" ne seront pas affectés au Centre conformément au programme d'affectation après avoir entièrement satisfait les conditions nécessaires et indispensables à réaliser la pratique en mer de la pêche au feu à la senne tournante jusqu'au 30 avril 1982.

4. Conseils techniques relatifs à la pêche côtière

- 1) La Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs a adressé une forte demande auprès de la délégation japonaise relative à l'envoi des experts en pêche côtière, non seulement Mr. Takeshi TAKEOUCHI, expert en pêche côtière à court terme exerçant actuellement la fonction au Centre, mais encore l'autre expert en pêche côtière à court terme par les raisons suivantes;

- (1) pour effectuer la formation efficace à l'égard d'un nouvel homologue affecté au Centre au 15 septembre 1981.

- (2) à cause de la difficulté des activités dans le secteur de la pêche côtière provenant les circonstances bien particulières que la pêche côtière couvre les diverses sortes de techniques autrement que les autres secteurs de la pêche et qu'elle varie considérablement selon les particularités régionaux.
- (3) pour obtenir au maximum de bon résultats dans ce secteur pendant le délai de la coopération qui reste encore.

La délégation japonaise a répondu qu'elle ferait son effort en vue de la réalisation de la forte demande de la part de la Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs sur ce sujet.

- 2) Le programme exécutif de ce secteur sera arrêté par l'expert japonais avec la collaboration de ladite Direction.

En ce qui concerne la programmation aussi bien que la réalisation, la Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs a confirmé qu'elle donnerait les instructions nécessaires et convenables aux délégations régionaux, Etablissements concernés qui relèvent de ladite Direction, aussi bien que les pêcheurs professionnels en vue de réaliser largement la collaboration auprès de l'expert.

5. Sur les ex-participants à recycler à la pratique en mer

La pratique en mer s'effectuera exclusivement à l'égard de 41 ex-participants, sans compter le secteur de la pêche côtière. La Direction a aussi confirmé qu'elle prendrait les mesures nécessaires et convenables afin d'assurer la participation de tous les ex-participants aux activités de la pratique en mer.

6. Fonds de roulement du Projet

La Direction de la Promotion de la Pêche et des Pêcheurs a affirmé qu'elle prendrait les mesures financières à l'année de 1982 afin de réaliser la bonne marche du Projet d'une façon plus efficace.

L'entretien préliminaire sur la programmation des activités du
Projet du Centre de Recyclage des Pêches de Mahdia s'est effectué
en présence de:

Participants japonais

Mr. Yasuo TAKANO
Conseiller de la Ambassade du
Japon en Tunisie

Mr. Keishiro MORI
Chef de la délégation japonaise

Mr. Satoru KOAKUTSU
délégué

Mr. Kiyobumi NAKAUCHI
délégué

Mr. Teiji EMATA
Chef d'équipe japonais du Projet

Mr. Shigemitsu TAKASUGI
Coordinateur

Mr. Yukio HASHIMOTO
Coordinateur

Participants tunisiens

Mr. BECHIR DJEDIDI
Commissaire général à la pêche

Mr. Larbi Djerbi GROUZ
Sous-directeur de la Direction
de la Promotion de la Pêche et
des Pêcheurs

Mr. Mohamed GUEBOURAOUI
Attaché à la formation de la
cadre et la vulgarisation de
C.G.P.

Mr. Fethi BRAHAM
Directeur du Centre de Recyclage
des Pêche de Mahdia

VI 各漁業分野ごとの協議内容（前記議事録の補促説明）

1. トロール漁業

チュニジア国立漁業センターにおけるトロール分野での座学、及び陸上海上実習（地中海式2枚網、6枚網、エビトロール）については、81年3月において、エバリュエーション・チームと水産局との間で確認されたとおり、これまでの2年半にわたる協力によって、相当目標が達成されてきた。これは、特に同センター所属のサラクタ号（地中海式トロール船）の存在によるところが大きい。更に、カウンターパート1名（チュニス大学卒業）は極めて優秀であり、かつ同人の育成もかなり実現されてきた。

これに対して、81年6月末のR/D期限切れに伴い、特に同国におけるトロール漁業の経済的採算性にかかる分析、調査、及びその過程におけるカウンターパートの指導、中層トロール漁法の同国への新規導入にかかる諸問題、方法論についてのスタディにつき協力してほしいとの強い要請が出された。

この要請に基づいて、トロール専門家の任期が6ヶ月間延長されていたところ、同専門家の業務が順調に進捗したことから今般のチームと水産局との間で、任期を若干短縮せしめることを合意した。81年10月末以降はトロール専門家を派遣しないものの、トロールにかかる全般的な指導は、チーム・リーダーが当たることで合意をみた。

なお、中層トロール分野の海上訓練については、同国水産局によって、サラクタ号のトロール・ウインチが換装されたことを確認した段階で、中層トロール担当専門家の派遣について考慮することになっている。トロール・ウインチの供与問題については長い経緯はあるが、結論として日本からの供与は不可能であり、チュニジア側の経費負担にて、換装することに至った。

2. マグロ延縄漁業

本分野におけるR/D延長後の海上訓練は、海況及び他船による漁獲実績データ不足、チュニジア側受講生の事情（例えば、船酔い、土日曜日には帰港せねばならず、航海日数はせいぜい4～5日）によって、マグロの漁獲量は少ないものであったが、同国にとって全く未知の漁法である延縄漁業がいかなるものであるか、その方法、漁具について41名の全訓練生のうち9名に対してサラクタ号をもってこれまで実地に学習させてきた。残余の訓練生については、82年4月から約半年間のマグロ漁期を主体にして実施する計画である。

しかし、サラクタ号にウインチが換装（例えば82年4月までに）された場合には、中層トロール漁法指導とのタイム・オーバーラップになる恐れがある。この場合は、2漁法につき完全に海上訓練を施すことは困難であるので、計画全体を見直して調整する必要がある。

今年度マクロ漁期における海上訓練の実施においては、サラクタ号の乗組員が不足したために、JICA側は担当専門家2名を入れて、常時5～6名(青年協力隊員を含む)乗給せねば実習できない状況であった。この点、82年度においても同じ状況にあれば、十分安全かつ効果的な訓練ができない恐れがあるので、有資格のクルーを最低12名配置するよう、水産局側に強く要請した。水産コミッショナーはこの点了解している。

3. 巻網漁業

水産局長ハムザとエバリュエーション・チームとの間で、1981年5月1日から6ヶ月間、民間漁業社スカールのタレク号をセンターに配給せしめ、巻網の海上訓練を実施することが討議々事録において明確に約束されていた。(ハムザはスカール社長との間でこれにかかわる契約を締結し、エバリュエーション・チームにその写しを提示したが故に、本分野の協力延長についても合意したものである)。

しかし、スカール社発注のパワーブロック積載の船が海難事故にあったことを理由にして、81年10月現在に至るも配置は実現されていない。本年度については、訓練はランバラ漁船における視察等にとどまらざるをえなかった。更に、同局長が同じくエバリュエーション・チームに対して文書をもって約束した新造巻網船の81年11月完成は実現されなかった。

今回、水産局側は本チームに対して、現在ソコメナ造船所において第一期建造中の48トン型木造巻網船6隻のうち1隻、または第二工期において建造予定の同型6隻のうちいずれかをセンターに配置する計画であることを申し出た。更に、第一工期において建造中である一船主はまだ入金しておらず、又漁業許可をも取得していないので、場合によってはこの船をセンターに配給させる可能性もあると述べた。この可否については10月15日に判明することも述べた。ちなみに当初におけるセンター配給予定の船は、第二工期6隻中の1隻を水産局に引きわたされることになっていた。いずれにせよ、ソコメナ造船所と水産局との建造契約によれば、82年2月13日に必要な漁具資材をつけて引き渡すことになっている。

これまでの長年の交渉・協議により、本分野での海上訓練は夜間操業形態(集魚灯を設置し、夜間アジ、サバ等の浮魚を捕獲する)をもって実施されることで合意をみている。従って、そのために不可欠の漁業関連資材(発電機、集魚灯等)を設置するようチュニジア側に強く申し入れた。本件については水産局は了解済みである。更に、この海上訓練実施に必要不可欠のその他の条件(灯船、同新造船の運営経費)については、本チームの帰国後江又リーダーとセンター所長との間で別途協議し、かつ文書をもって確認することになっている。なお、その条件は少なくとも82年4月30日までに完全に水産局によって確保されることが了解されている。

同局は前記スカール社との契約書(81年3月31日付け)にもかかわらず、81年5月から

6ヶ月間のセンターへのタレク号配給を実行できなかった。そのため、本チームは同局に対し同局がセカール社との契約を早急に前契約と同一内容で再締結し、タレク号を52年5月から6ヶ月間センターに配給させ、かつ41名の全既訓練生の海上訓練を全面支援することを強く申し入れ、これを了解確認せしめた。

81年の漁期にはチュニジア側の原因にて何ら実質的訓練を実施しえなかった。また、今回の本チームとの口頭了解にもかかわらず、夜間での海上訓練に必要な不可欠の条件を満して少なくとも82年4月30日までに計画どおり配給されなかった場合には、延長当初の目的はほとんど達成されないことになる。

ほとんどの必要漁具が供与されていながら、訓練船そのものの未配置の状態のままでは、本分野の協力継続は不可能になる恐れがある旨、同局に対して強く喚起することによって、全力を挙げて適格訓練船を手当てするよう申し入れた。

チュニジア側は、これに対して、訓練船の確保及び訓練そのものの必要性もさることながら、同国における主要漁業たるランバラ漁法（巻網に類似）に対する技術指導、カウンターパート2名の育成を強化してもらいたいとの強い申し入れがあった。

(注) 82年1月現在、リーダーからの連絡によれば

- ① SCAL社による民間船（タレク号）の手配は事実上不可能となった。
- ② 新造船については、第二期工事船のうち1隻が手配されることになったが、82年2月13日までに完成、センターに配給される可能性は全くない状態にある。

4. 沿岸漁業

沿岸漁業についても旧R/D上はセンターの協力分野ではあったが、長期専門家の派遣についての取極めはなかった。これまでの2年半においては、全専門家が分担しつつ、訓練生あるいは各地の一般漁業者の要望に応じて各種沿岸漁具、資材を貸与し実際に使用させるとともに、データを収集し技術的改善を指導してきた。

81年3月エバリュエーション・チームは水産局との間で新しいR/Dを締結し、短期専門家については沿岸漁業専門家を優先的に派遣することで合意した。このR/D上の規定に基づき、81年8月から本分野の短期専門家が派遣されている。

現在、この専門家を中心にして、本分野の指導、訓練実施計画の見直しがされている。更に、新しく配置されたチュニス大学卒業のカウンターパートに対する指導も行われている。

なお、同計画に当っては、数々の現実的諸条件を考慮に入れて実現可能な計画を策定することが肝要である。まずは、マディア地区を中心にして、同地区の主要沿岸漁業についてのデータを収集し指導を行うとともに、本地区における指導の実績、経験をふまえてその指導を軌道にのせた後に、他の地区における主要沿岸漁業の指導へと拡大して行くことが最善か

つ現実的な方法と考えられる。

なお、地区毎に多種多様な沿岸漁業が存在するので、本分野における指導を効果的にするためには他の専門家からの側面的支援が不可欠であるとともに、チュニジア水産局側の強力な支援、協力も不可欠であるので、この点水産局は関係する各支局に対して十分かつ適切な指示を行うよう強く申し入れた。

Ⅶ 国立漁業センター所長によるプロジェクト実施(81年6月-10月)状況報告(要約)

1. 訓練方法

81年7月~82年12月の延長期間中であつては、既訓練生(41名)を9グループに分け、1グループ5名に対して、各分野毎に海上訓練を実施する。

2. トロール漁業について

- ・ 日本人専門家、カウンターパートは、延長以降においてはチュニジア国内のトロール漁業の採算性にかかる調査に従事してきた。
- ・ 第一優先はマディア沖での中層トロールである。サラクタ号の現在のウインチでは中層トロールは不可能で、解決策としては早期にソコメナ造船所で改造可能性を検討し、改造不可能であれば新規にウインチを購入することになろう。
- ・ なお、このことに関しハムザ前水産局長が次の発言を行った。「ウインチ換装については実施する。いつ換装するかが問題である。浮魚開発を重視しており、中層トロールと巻網漁業を実行できれば大きな足跡を残したことになる。私が漁業公社(ONP)の総裁になつてたとしてもONPの協力を確約することはできないが、営利に沿う限り協力して行きたい。スカール社の契約不履行については、水産局として司法的措置をとりたいくらいである。新造巻網船も82年3月に完成するし、ウインチ改造についても決定済みである。閉長に特に申し上げたいが、延長期間中に成功できる見込みがなければそれを計画からはずしてもよい。専門家、カウンターパートが無駄な時間と金を使い必要はないと考える」
- ・ チュニジアとしては、中層トロールの結果がすぐにえられるとは考えていない。しかし、将来の漁業として中層トロールが有望であると信じている。

3. マグロ延縄漁業

- ・ 技術移転を目的として、第1回航海は主にサラクタ号のクルーの海上訓練を、第2-3回航海は既訓練生を主体にした海上訓練を実施してきた。
- ・ 82年においては、カウンターパートが専門家から独立して操業できるように努力している。
- ・ 81年漁期においては3ヶ月間すでに海上訓練を実施済みであるので、82年漁期に6ヶ月間(4月-9月)の訓練を計画している。原則として、5名1グループとして各々3週間訓練するものとする。今期の経験をふまえて、ラマダン(断月食)の20日以上前に訓練生の招請を行いたい。また、82年1月1日から新たに2名のサラクタ号のクルーを備人

する予定である。

4. 巻網漁業

- 新造巻網船が完成するとの前提の下に、81年6月以降600M巻網の調整を実施してきた。夜間集魚するための装備を整えるようセンターから水産局側に申し入れている。
- 小型巻網船(スカル社タレク号)にかかる協力は、船主がスペインに発注していた機材が海難のため入手することができなかったために、予定どおり81年5月から6ヶ月間の配船を実行することができなかった。
- 82年度はスカル社と協力して海上訓練を実施したい。前契約は来年も有効である。なお、所長の報告の席上スカル社船主による巻網訓練船の手配(82年度において)について、水産局としてももっと力を入れてほしいとのチーム側の申し入れに対して、水産局は「船主は2週間後にその機材を受けとることを期待している。船主は巻網に強い関心を持っており、なおセンターと協力して巻網漁業を実施する意向をもっている」と回答した。このことについて81年10月中旬現在、同船主側は1週間だけ巻網船をセンターに訓練のため使用させてもよいが、それ以降については漁獲量の如何によって使用させるか否かを決定したい旨申し入れており、配船協力について極めて消極的姿勢に変化してきた。もちろん、JICA側と水産局とのこれまでの協議内容とは全く相違している。
- スカル社側の問題のために海上訓練を実施できなかったが、引き続きランバラ網の改良、及びカウンターパートの訓練について専門家に要請してきた。ランバラ網改良については、センター所長自身がカウンターパートを兼任して実際に従事してきたが、カウンターパート育成についてはこれまで兵役中のため実施できなかった。同人の兵役義務の短縮は不可能である。所長としての解決案としては、マディア水産支局にいる2名の技師のうち1名をつなぎとしてカウンターパートとして手配したい。本件については後日水産コミッショナーの了解をとりつける予定である。
- ハムザ前水産局長はONP 総裁に転出したので、センターに協力する用意はあるが、ONPのクルーは歩合制で労働しているため、その制約下で協力せざるをえない。
- 第一工事期船6隻のうち1隻(未登録、漁業権未取得の民間船主発注船)を81年11月には同船主から譲り受ける予定である(註、この点については56年10月現在、水産局がこの船を譲り受けたという事実はなく、逆に譲り受けることにむしろ消極的であるとの間接的報告を受けている)。
- 水産局としては夜間操業に必要な装置の改造を造船所に対してまだ申し入れてはいない。それにはもう少し時間を要する。
- (ハムザ前局長)巻網の海上訓練は82年3月から開始するよう計画せねばならない。も

はや1981年度中は実現できない。しかし、82年3月配給は確実である。

- 水産局としては、巻網船が手配されない間はランバラ漁業の改良に取り組む他ないと考えている。
- 新巻網船はベツト数11であるが、日帰り操業を予定しているものでこれ以上増設することは考えていない。また、本件改造につきソコメナ造船所にはまだ連絡していない。発電機の設置については連絡済みである。
- 同船の運営費については検討中であるが、現在は予算がない。81年12月に大蔵省と折衝するつもりである。その見積り(人件費、装備費等)に当っては専門家の協力をえたい。水産コミッショナーと協議して予算確保に当たりたい。
- 同船はセンターの専用訓練船として配給される。また、センターとしてはイワシ、サバの夜間操業を目的とし、マディアを基地にして操業することとする。昼間カツオ巻網を例えばINSTOP(漁業研究所)が実施したければそうすればよいことである。INSTOPに1200Mの網を使用させる必要はない。センター以外の機関がカツオ巻網のためその新船を使用しようとも関知するものではない。センターとしては、夜間操業をもって既訓練生を海上訓練することを第一とする。
- ランバラ漁業の指導対象となる漁船についてはセンター側で見つけることとしたい。

5. 沿岸漁業

- 短期専門家の派遣が実現されるということで、沿岸漁業にかかる実施計画を立案してきた。
- 81年9月14日付けで、カウンターパート(モンセフ)を新規に配属させ、専門家とともに目下各地の沿岸漁業の実態調査を行っている。
- ハキム及びエルメディ号が使用できる状況下であり、またエルメディ号に小型揚網機を設置した。
- 専門家、カウンターパート、小型船等の条件は全て整っており、実施の段階にある。専門家及びカウンターパートが各地から沿岸漁業に関するデータを収集、調査中である。その結果をみて、これまでの計画案を比較しつつ、新しい詳細計画を立てることになる。
- 訓練生をセンターにおいて教育することではなく、専門家とカウンターパートが各地の事情に基づいて、現地で指導することを検討している。特に、各地区での沿岸漁業の特性を研究する必要がある。また、チュニジアに存在しない沿岸漁法についての指導をも希望する。

Ⅷ 日本人専門家からのコメント(概要)

1. トロール漁業

- 原則的にチュニジアでの底曳トロールは安定しており、これ以上の漁獲努力をすれば一層乱獲状態に陥る。
- サラクタ号等の訓練船のエンジン故障を少なくするためには、機関技術の向上が必要である。それが稼働率の向上につながる。
- 水深100メートル以深の利用については、資源は少なく余りインセンティブがない。
- 日本の6枚網トロールの導入については、余り成果は期待できない。つまり、地中海式2枚網トロールはそれなりに経済性ある漁法といえる。それを実際に理解しえたことは意義のあることである。
- 油圧式トロールウインチの導入の必要はない。
- ごく沿岸での操業であり、トロール船に冷凍機を導入する必要はない。
- 方探はトロールに必要な。電子機器については現在以上のものは不必要と考えられる。
- チュニジア国内にはトロール漁業の訓練を受けるべき人材はこれ以上見当たらない。
- 中層トロール漁業については、商業ベースの実施は極めて可能性の薄いものである(ネットレコーダー、完全なウインチが必要となる)。アジ、サバ主体の中層トロールは他の漁労分野と競合問題をひきおこす可能性が大である。
- ソコメナ造船所で現在のウインチを改造してもパワーアップはほとんど期待できない。少しのパワーアップを施しても、中層トロール操業が可能となる状況にはない。
- INSTOPでは中層トロール漁法を実施しており、そこが中心となって継続すべきであると考えられる。

2. マグロ延縄漁業

- 余力のある限りにおいて、モナスティールでの沿岸(浅海)延縄操業についても協力するよう努力していきたい。
- 操業にはサラクタ号のクルーとして12名が必要である。従って、来漁期においてはクルー2名の補充が不可欠である。

3. 巻網漁業

- 新造巻網船に講義室、仮眠できるスペース(計画中のベッド数は11)を造作してもらいたい。夜間、船団操業方式をとるので最低22名のクルーが必要である。

- ・ 同船をもって昼間カツオ巻網を実施する場合には、日本人専門家側と水産局との合意の下で実施してもらいたい。
- ・ スカール社との新契約は、前契約の期限切れと同時に再契約を実行してもらいたい。

4. 沿岸漁業

- ・ 取りあえずは、カウンターパートの育成を最重要視している。
- ・ 指導方法としては、まずマディア地区を中心として情報、データを収集し、かつ底曳、刺網等の重要かつ主要漁法につき重点的に指導を行い、実績と基盤を固めてから余裕のある限り各地での指導へと拡大することとしたい。
- ・ 本分野の効果的な指導は水産局、各支局の全面的協力なくしては不可能である。他給からのデータ提供協力、漁具等の配布などに当って支援を期待する。

IX プロジェクト運営管理について

センター所長より要旨次の通り発言があった。

1. 既訓練生41名の海上訓練への全員参加について

- ・ 水産局長名で各既訓練生に対して海上訓練参加招請状を出すので、必ず訓練生(41名)全員がセンターに来て訓練に参加するものと確信している。
- ・ 不参加者には戒告及び減給の措置をすでに執った。
- ・ センターでの訓練参加による直接的な恩恵はないとしても、間接的なものとして昇給テストにおいて研修した内容が出題されるかもしれない。訓練修了証書の提示をもって日当宿泊費を支払うことになっている。又、特別手当での支給に当たっても、参加したか否かが考慮されよう。

2. 運営管理費の確保について

- ・ 82年に新造巻網船が配給されることになっているが、この訓練船の乗組員人件費、燃料費、夜間操業に必要とされる装備費等、相当な運営管理費が必要とされる。又、サラクタ号の乗組員の補充(2名)に要する経費も確保される必要がある。水産局側はこれらの諸経費を確保するよう努力する旨了解している。

X ソコメナ造船所における新造巻網船にかかるヒアリング

チュニジア水産局は新造巻網船をセンター所属訓練船として、82年春期に配置する旨をコミットしている。チームは、水産局船舶検査官シェリフからヒアリングするとともに、ソコメナ造船所に同行せしめて建造現場を視察した。

1. 検査官からのヒアリング

- (1) 現在進行中の第一期工事では6隻を建造中であるが、うち5隻は民間船主発注で、1隻はアルジェリア政府が発注したものである。農業省次官とソコメナ造船所との契約書(81年7月13日付け)によれば、署名後7ヶ月以内、すなわち82年2月12日までに水産局側(発注主)に引きわたすことになっている。
- (2) 契約金額15万ディナールの支払い計画は、契約時10%、キール組立時40%、キール完成時20%、エンジン据え付け時20%、巻網船引きわたし時10%となっている。しかし、81年10月15日現在、頭金の支払い10%の支払いもなされていない。ソコメナ造船所総裁は、国家機関同志の間ではこの頭金の支払いがたとえ遅延しても問題とはならない旨、本チームに対して述べた。
- (3) ソコメナ造船所が手当てすべき関連漁具資材は、1200メートルのカツオ巻網1ケ統を含み、同契約書付属の仕様書のとおりとされている。巻網については、ガベスの経験豊かな一船主が1200メートルの網を発注したので、水産局も含めて他の船主(発注主)も同じものを発注した。この点、水産局で技術面において精通したフエキ普及課長が決定した。
- (4) 建造の進捗状況の確認方法は、まず造船所からの連絡を受けてシェリフが検査し、その内容を水産局普及担当係長ゲブラウイに報告する。各予定工期段階の終了を確認しつつ、会計課から支払いが行われる。
- (5) 水産局の契約内容は、巻網船の仕様書内容をも含めて、原則として他の船主が造船所と交わした契約書と同じものであるが、契約日が異なるので引きわたし順位は当然異なっている。
- (6) 第二期工事においても6隻の同タイプ巻網船を建造することになっている。当初計画によれば、水産局発注船は第二期工事において建造することになっている。しかし、第一期工事中の一民間船主は未だ漁業権を取得しておらず、又船舶未登録でもあるので、水産局がこの船を譲り受けることになるかもしれない。
(注1) 81年11月中旬現在に至っても、この船を水産局が譲り受けたという事実はない。
(注2) 日本人専門家は新巻網船の設計、仕様、漁具等に関する相談を水産局から何ら

相談をもちかけられず、事後的報告を受けてきた点については遺憾である旨表明し、十分相談の上で事を進めてもらいたい旨申し入れた。

2 ソコメナ造船所総裁からのヒアリング

- (1) 12隻の新造巻網船の仕様は全て同じであるが、キッチンの配置が少し異なっている。
- (2) 訓練船として魚倉を縮小化して人員収容能力を拡大することは可能であると考え。しかし、当造船所への発注主である水産局側は日帰り操業を考えているので、具体的な改造指示はない。又、夜間操業のための特別な仕様についても水産局から何らの指示も受けていない。
- (3) いずれの巻網船をセンターへ配船することになろうとも、軽度の改造（簡単に復元可能な範囲で）することは可能である。

チニシア国立漁業センター、プロジェクト計画打合せチーム報告書

昭和五十七年二月



国際協力事業団

